

稲葉地区処理施設屋外トイレ他解体工事 設計図 令和4年10月

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市稲葉町

2. 工事種目 解体工事

3. 工事内容 ・トイレRC造7.5mの解体(外壁石綿含有仕上塗材除去含む)
・公園内遊具解体

II 建築工事仕様

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管理事務所の「建築物解体工事共通仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「共通」という。)
「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標準」という。)による。

2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。
○印と●印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の()、()内表示番号は、欄仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般 共通 事項	① 工事実績情報の登録(CORINS)	契約、変更、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。(1,1,4)
	② 施工体制	受注者は、公共工事入札契約適正化に基づき施工体制表の写しを提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。 イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係を証するもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。
	③ 現場代理人等	
	④ 提出図書	●施工計画書 提出部数 ●1部 (1,2,2) ●施工図 提出部数 ●1部 (1,2,3) ●完成図 提出部数 ●1部(A3版縮小製本及び電子媒体) (1,8,2) ●保全に関する資料 提出部数 ●1部 ●部 (1,8,3)
	⑤ 工事写真	区分 撮影箇所 提出部数 備考 着工前・完成 ●3 ●6 ・15 ・30 1 同じ位置で撮影すること。 工事中 1 必要に応じて撮影する 定期提出 代表的な出来高の部分 1 工事月報用 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・建築工事編(国土交通省大臣官庁官庁管理事務所の)」による。 竣工写真はキャブレカプリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
	6 竣工写真	
	7 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。(1,3,5) 工程・作業 指定日時
	⑧ 発生材の処理等	●構外搬出適切処理 ●指定() (1,3,12)
	9 施工調査	工事着手に先立ち、施工調査を行い報告すること。(1,5,1) 調査範囲 調査方法 ●目視調査 ●打診調査
	10 一工程報告	一工程施工報告書の提出 ●不要 ●解体 ●防水改修 ●外壁改修 ●耐震改修 ●各工程毎
	11 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をバツシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を越えない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 測定箇所 ●箇所 ●図示
	⑫ 下請業者等の選定 ⑬ 保険等	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
	14 地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。
	15 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 3部数 設計図書に明記なくとも構造物、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。また、敷地内の残置物は原則すべて撤去するものとし、撤去における追加費用は増減対象としない。
	16 設計図の製本	
	⑭ 軽微な変更	
	⑮ 不当介入に関する通報制度	1.受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、調査に必要な協力をを行うものとする。 2.受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に對して、十分に指導を行うものとする。 3.受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

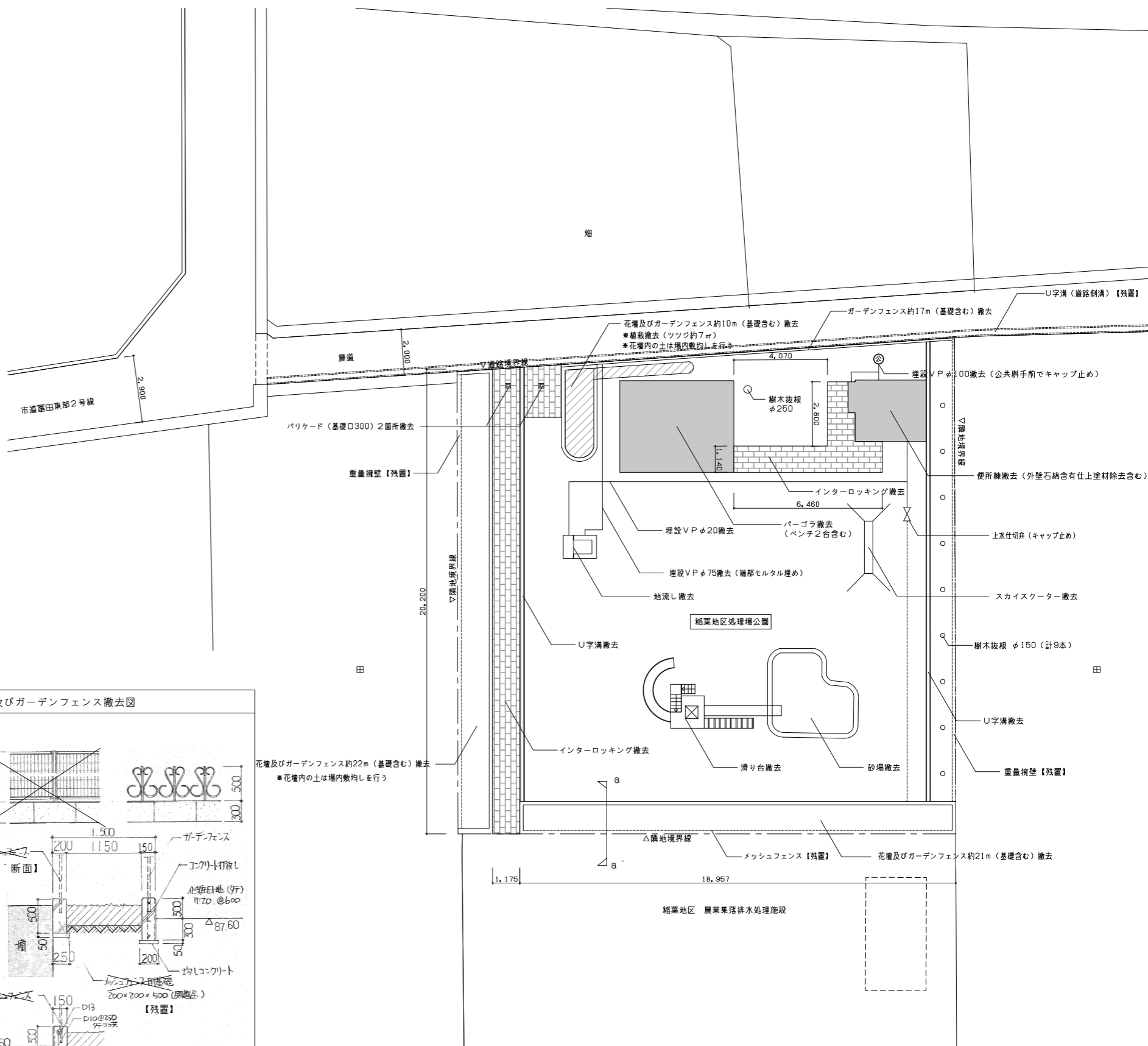
⑮ 石綿含有建材の事前調査制度	1. 石綿曝露予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システム等を利用)を行うこと。(報告先:労働基準監督署、環境事務所) 2. 調査結果は公表の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 提示板サイズ : A3サイズ(42,0cm×29,7cm)以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ●当該施工範囲 ●図示 貸与書類 ●建設当初図面 ●石綿調査報告書	
⑯ 申請等	道路及び歩道を施工ヤードとする場合、道路使用許可等申請手続きを行うこと。	
仮設 工事	① 仮囲い	●鉄板扉、金網扉等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。 ●図示による
	② 騒音・防塵等の対策	●設ける ●設けない ●散水 (1,2,1) ●防音パネル ●防音シート ●養生シート
	3 監督員事務所	●設けない ●設ける(●程度 会議テーブル、イス、ホワイトボード、エアコン) (2,3,1)
	④ 工事用水	構内既存施設 ●利用できない ●利用できる(●有償 ●無償)
	⑤ 工事用電力	構内既存施設 ●利用できない ●利用できる(●有償 ●無償)
	6 洗車場	仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。
	7 山留め	●設ける ●設けない (2,4,1~3) (下記部位を解体の際は自立式鋼矢板型を使用すること、施工範囲は図示のとおり) ●下水道処理施設(合併処理浄化槽)
	8 危険物保管庫	酸・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。
	9 水替作業	水質汚濁防止法及び関係条例等に従い、敷地外に排水すること。 ただし、現場内にノッチタンクの設置及び制溝に土嚢を設置し泥水の流出対策を行うこと。
	⑰ 交通誘導員	●常時 ●工事車両の往来がある場合 ●配置不要 ●図示
⑱ その他	○現場前面の農道は幅員2,0mとなることから、重機選定は搬出入可能なものに限る。	
解体 施工	① 使用機器	使用する重機や器具は、低振動・低騒音型の機械器具等を選定すること。(3,9,2)
	2 杭	杭の種類 ●既設RC杭 ●現場打ちRC杭 ●PC杭 ●木杭 ●図示による 杭の解体 ●行う(●金長 ●杭頭から ●まで) 杭の解体工法 ●引抜工法(●ケーシング ●振動 ●重機引抜) ●助砕による解体 杭の処理(RC杭、PC杭) ●コンクリートガラと鉄筋を分別し、処分すること。 地盤改良 ●杭抜き後の施工に支障が無いように、50kg/m ³ (深さ50cm)程度を見込むこと。 埋戻し ●杭撤去後は良質土(山砂等)による埋戻しとする。
	3 樹木等	樹木の抜根 ○行う(●図示による ●) ●行わない 樹木の移植 ●行う(●図示による ●) ●行わない
	④ 地中埋設物及び埋設配管	地中埋設物及び埋設配管の解体撤去 ○行う(埋設配管においては工事エリア内キャップ止めのこと) ●行わない
	⑤ 解体後の整地	解体後の整地 ○表砂土による地均し(解体部のみ) ●地均し後、再生砕石t=100による転圧 ○花壇内の土は現場内均しを行う

建設 廃棄物 の 処理	① 再資源化施設等	建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。(4,4,1)	
	② 再資源化等	建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物のほか、出来る限りの廃棄物を再資源化するように努めること。(4,4,1)	
	3 現場内再資源化	建設廃棄物を再資源化し、現場で利用する物 (4,4,1) 種類 利用する場所(箇所)等	
	4 産業廃棄物広域認定制度	●活用しない ●活用する(種類: 所在地:) (4,4,2)	
	⑤ 最終処分施設	建設廃棄物に応じた最終処分施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。(4,4,3)	
	6 処分場に関する建設廃棄物	分別解体作業時に次の品目について、注意し、該当建材があった場合は、監督職員に現状を報告すること。(4,5,1) a. COA処理木材 b. セッコウボード 小名浜吉野石膏 いわき工場 S48年10月~H9年4月製造 日東石膏ボード 八戸工場 H4年10月~H9年4月製造	
	特別 管理 産業 廃棄物 の 処理	1 施工調査	(5,1,2) 材 料 名 仕様等(型式、厚さ、数量) 調査の範囲
		② 特別管理産業廃棄物	解体に先立ち、PGBを使用した照明器具の有無を調査し、結果を報告すること。 検査の結果にてPGBを含有が判明した機器は、飛散、流出がないよう適切に容器に詰め、適切な場所に保管し、工事完了後、市担当者に引き渡す。
		3 PGB含有シーリング	●調査不要 ●調査する() (5,4,4)
		4 廃油	(5,4,5) 油 種 タンク等の種類 数 量(L) 処理方法 ●焼却 ●再生処分 ●焼却 ●再生処分
5 廃酸・廃アルカリ		(5,4,6) 種 類 容器等の種類 数 量(L) 処理方法 ●焼却 ●再生処分 ●焼却 ●再生処分	
6 ダイオキシソ類		●調査不要 ●調査する() (5,4,7)	
7 鉛		(5,4,7) 使用場所 備考	
ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 却 及 び 処 理	① 共通事項	アスベスト粉じん濃度測定 (6,1,3) ○行わない ●行う(測定する時期・場所等は下表による) JIS K 3850-1(空气中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)	
	2 石綿含有吹付け材の除去(レベル1)	測定名称 測定時期 測定場所 測定点(各施工箇所) 室 名 等 ●測定1 処理作業前 処理作業室内(注1) ●2点 ●点 ●測定2 施工区画周辺又は敷地境界 ●2点 ●点 ●測定3 処理作業中 処理作業室内(注1) ●2点 ●点 ●測定4 セキュリティゾーン入口(空気の流れを確認) ●1点 ●点 ●測定5 負圧・粉じん装置の排出吹出口(除じん装置性能確認) ●1点 ●点 ●測定6 施工区画周辺又は敷地境界 ●4点 ●点 ●測定7 処理作業後 処理作業室内 ●2点 ●点 シート撤去前 ●測定8 施工区画周辺又は敷地境界 ●4点 ●点 測 定 点 総 計 1 8 点 注1:周囲状況により上記より多い場合は、監督職員と協議する。 使用場所 建材名・仕様 検体分析 備 考 済(有)	
石 綿 含 有 保 温 材 の 除 去 (レ ベ ル 2)	3 石綿含有保温材の除去(レベル2)	除去工法 (6,4,2) ●手ばらし ●(6,3,2)による除去工法 ●特殊工法() 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ●遊離化 ●固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ●埋立処分 ●中間処理	
	4 石綿含有成形板の除去(レベル3)	飛散防止処置 (6,5,1) ○養生シート ●() 使用場所 建材名・仕様 検体分析 備 考 屋根 アスファルトシングル 未 天井 石綿セメント板 未 除去した石綿含有成形板の処分 (6,5,3) 石綿含有セッコウボード ●埋立処分 石綿含有セッコウボードを除く石綿含有成形板 ●埋立処分 ●中間処理	
石 綿 含 有 仕 上 塗 材 の 除 去	5 石綿含有仕上塗材の除去	使用場所 建材名・仕様 検体分析 備 考 外壁・天井 吹付けタイル(下地調整塗材) 済(有)	
	6 石綿含有吹付け材の除去(レベル1)	除去工法 (6,6,1) ●剥離剤併用手工用ケレン工法 ○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 () 工法以外の項目 ●解体共仕第6章3節による。(レベル1) ○解体共仕第6章6節による。(レベル3)	

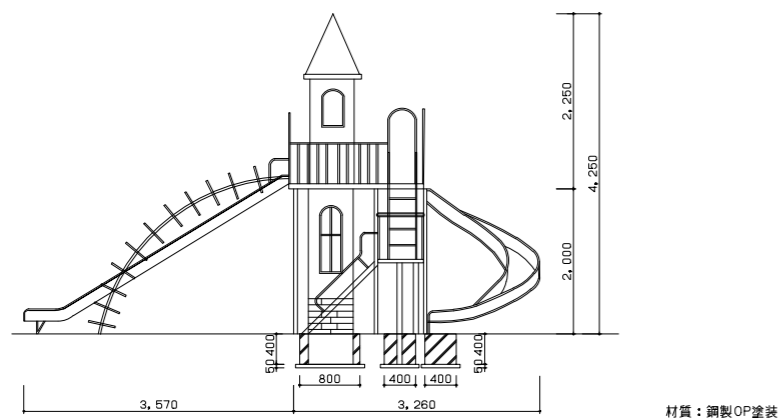
付近見取図



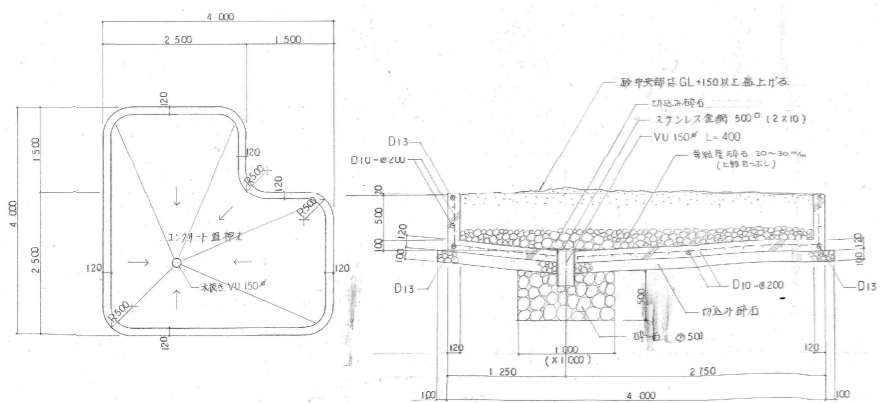
配置図(1:100)



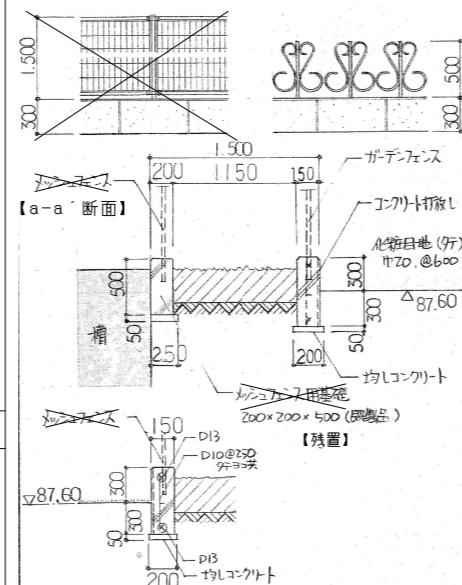
滑り台撤去図



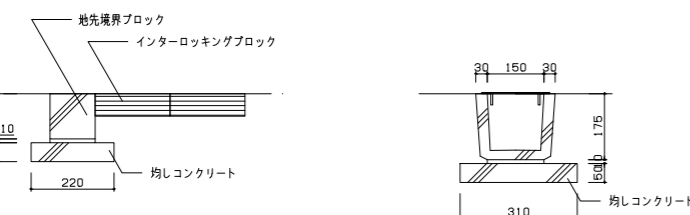
砂場撤去図



花壇及びガーデンフェンス撤去図



インターロッキング, U字溝撤去図



撤去部は真砂土による埋戻し及び地均しを行うこと。
 長浜市八木浜町(美浜地区内農業集落排水処理施設内)設置の10mコンクリートボールを処分すること。ただし、コンクリートボールは抜柱とする。
 工事中は現場3方(西北東面)を単管バリケードにて立入禁止表示を行うこと。

樹木の撤去においてはGLで切断済であり抜根のみとする。



TITLE
 稲葉地区処理施設屋外トイレ他解体工事

DRAWING NAME	A1-SCALE	A3-SCALE	No.	14142210
配置図	1:100	1:50	A	2/2

